

成長志向に重点を置いた法人税改革

【改革の趣旨】

- 欧米各国も行ってきたように「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資等がより積極的になり、それが成長につながっていくように、法人課税の構造を改革する。
- この改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。所得拡大促進税制の要件を更に緩和するとともに、法人事業税（外形標準課税）においても新たに所得拡大促進税制を導入し、企業の賃上げへの動き出しを一層力強く後押しする。

【改革の枠組み】

- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率（現行：34.62%）を20%台まで引き下げることを目指す。その際、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。
 - 第1段階** 27年度改正では、課税ベースの拡大等（下記①～④参照）により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために先行減税を行い、法人実効税率について、27年度▲2.51%・28年度▲3.29%の引下げを決定する。中小企業への影響に配慮し、大企業中心の改革とする。
 - 第2段階** 28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る（▲3.29%+α）。さらに、その後の年度の税制改正においても、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。

【課税ベースの拡大等（27年度改正）】

① 欠損金繰越控除の見直し（法人税）

- ◇ 欠損金の繰越控除制度が課税ベースを大きく侵食している状況を改善するとともに、控除制限を受けたくない企業には収益改善のインセンティブをもたらすよう、大法人の控除限度（現行：所得の80%）を、27年度に「所得の65%」、29年度に「所得の50%」に引き下げる。
- ◇ 再建中の法人や新設法人への影響に配慮し、7年間は所得の全額を控除可能とする特例を導入する。（上場等の場合は、以後の事業年度は対象外とする。また、本特例の導入にあわせて、23年度改正の経過措置は、本特例に統合して廃止する。）
- ◇ 繰越期間（現行：9年間）については、いたずらに延長するとより長期にわたり税金を節約できるようになり、早期の収益改善の逆インセンティブになることや、帳簿保存期間などとの整合性を踏まえ、10年に延長する（29年度に生じた欠損金から適用）。

② 受取配当等益金不算入の見直し（法人税）

- ◇ 支配目的の株式と、それ以外の目的（例えば、資産運用目的）の株式等との間で、取扱いを分ける。
- ◇ 「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように 100%益金不算入としつつ、持株比率の基準（現行：25%以上）を「1/3超」に引き上げる。
- ◇ 「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）」への投資は、他の投資機会（例えば、債券投資）との選択を歪めないように、益金不算入割合（現行：50%）を引き下げることとし、持株比率5%以下の場合は20%益金不算入（ETF以外の株式投資信託は全額益金算入）とする。

③ 外形標準課税の拡大（法人事業税）

- ◇ 地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、大法人の法人事業税のうち、外形標準課税（現行：全体の2/8）を、27年度に「全体の3/8」、28年度に「全体の4/8」に拡大する。（これにあわせて、所得割の税率（現行：7.2%）を引き下げる。）
- ◇ 賃上げへの配慮措置（所得拡大促進税制の導入）や、一定規模以下の法人の負担変動に対する配慮措置（付加価値額30億円以下の法人において、外形標準課税の拡大により負担増となる場合、負担増分の1/2を軽減する等）を講ずる。

④ 租税特別措置の見直し（法人税）

- ◇ 研究開発税制（総額型）
 - ・ 控除限度額の総枠は「法人税額の30%」を維持しつつ、オープンイノベーションを推進する観点から、共同研究・委託研究などの「特別試験研究費」については、控除限度を別枠化（5%）する。（限度超過額の繰越制度は廃止。）
 - ・ 「特別試験研究費」の範囲を拡充するとともに、税額控除率を引き上げる。
- ◇ 今回期限が到来する21措置についてゼロベースで検討し、19措置について見直しを行う。

【賃上げへの配慮措置（27年度改正）】

- 27・28年度において、法人税の先行減税を行い、経済の好循環の定着を力強く後押し。
- 法人税の所得拡大促進税制における給与等支給額の増加要件（現行：27年度+3%→28年度+5%→29年度+5%（基本的に24年度比））について、毎年度1%ずつ上乘せする形へと要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。さらに、中小法人については、27～29年度の要件を3%で一定とし、賃上げへのインセンティブを高める。
- 法人事業税（外形標準課税）においても、法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入する（地方版「所得拡大促進税制」）。

【課税ベースの拡大等による財源確保と税率引下げ（27年度改正）】

○ 法人税（国） <法人税の税率引下げ>（現行 25.5%→23.9%） ▲6,690 億円

<課税ベースの拡大等による財源確保>

- ① 欠損金繰越控除の見直し（控除限度 80%→50%）(29～) +3,970 億円
(うち 80%→65%) (27)(28) (+1,920 億円)
- ② 受取配当等益金不算入の見直し + 920 億円
- ④ 租税特別措置の見直し +1,790 億円

小計 (29～) +6,680 億円
(27)(28) (+4,630 億円)

合計 (29～) ▲ 10 億円
(27)(28) (▲2,060 億円)

(注) 平年度ベース
企業部門に対して、(27)(28)の
2事業年度にわたり、各年度
▲2,060 億円の先行減税となる

○ 法人事業税（地方） <所得割の税率引下げ>（現行：7.2%→4.8%）(28～) ▲7,870 億円
(うち 7.2%→6.0%）(27) (▲3,940 億円)

<課税ベースの拡大等による財源確保>

- ③ 外形標準課税の拡大（全体の 2/8→4/8）(28～) +7,800 億円
(うち 2/8→3/8）(27) (+3,900 億円)

合計 (28～) ▲ 70 億円
(27) (▲ 40 億円)

(注1) 平年度ベース
(注2) 27年度税収見込みを基
に概算試算した増減収額

○ 法人実効税率の引下げ

	現行	⇒	27年度	28年度
法人税率	25.5%		23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%		6.0%	4.8%
<u>国・地方の法人実効税率</u>	<u>34.62%</u>		<u>32.11%</u> (▲2.51%)	<u>31.33%</u> (▲3.29%)

※ 28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る（▲3.29%+α）。その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。（＝改革の第2段階）

【今後の検討課題①（第2段階）】

○ 改革の第2段階における法人実効税率の引下げの財源を確保するため、課税ベースの拡大等について幅広く検討する。

<具体的な検討課題>

- ◇ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討）
※ 外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討
- ◇ 生産性向上設備投資促進税制（28年度末期限）
所得拡大促進税制（29年度末期限）
研究開発税制（増加型・高水準型は28年度末期限） }（経済の好循環の定着状況等を踏まえつつ、取扱いについて検討）
- ◇ 減価償却（中小事業者等への影響に留意しつつ、経済の好循環の定着状況等を見極めながら、定額法への一本化について検討）
- ◇ 法人事業税の損金不算入化
- ◇ 租税特別措置

【今後の検討課題②】

- 中小法人課税（資本金1億円以下を中小法人として一律に扱っていることの妥当性について、実態を丁寧に検証しつつ、検討。
一部の黒字法人に税負担が偏っている状況を踏まえつつ、中小法人課税の全般にわたり、幅広い観点から検討）
- 公益法人等課税（非収益事業における民間競争の状況等について実態を丁寧に検証しつつ、引き続き検討）
- 協同組合等課税（特に軽減税率のあり方について、実態を丁寧に検証しつつ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討）